

競争参加者の資格に関する公示

平成 22 年度 建設 I C T 導入検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年7月15日
中部地方整備局長 富田 英治

1 業務概要

- (1) 業務名 平成 22 年度 建設 I C T 導入検討業務
- (2) 業務内容
本業務の主な業務内容は以下のとおりである。
 - (1) モデル工事に関する調査及び検討
 - (2) モデル業務に関する調査及び検討
 - (3) 建設生産システム高度化・効率化に関する検討
 - (4) 説明用資料等の作成
- (3) 履行期限 平成23年3月25日

2 申請の時期

平成 22 年 7 月 16 日から平成 22 年 8 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中部地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。
ホームページアドレス： <http://www.cbr.mlit.go.jp>
「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「契約関係様式集」の順で検索のこと。
- (2) 申請書の提出方法
申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写し及び当該業務に係る参加表明書（様式－1～6）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
提出先：〒 460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号
名古屋合同庁舎第二号館 中部地方整備局 総務部契約課
電話 052-953-8138
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次の(1)から(4)条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定し、それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

- (1) 組合せ
構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとし、構成員の数は2者を限度とする。
 - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ② 中部地方整備局における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - ③ 中部地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指

名停止等を受けていないこと。

- ④ 平成 22 年 3 月 31 日付け公示 5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

- ⑤ 当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成 22 年 7 月 15 日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）2 及び説明書 2 に示された条件を満たしている者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省厚契発第 54 号、建設省技調発第 236 号、建設省営建発第 65 号）の別紙 1 に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

- 5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い 4 (1) ②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1) ②の認定を受けていない構成員が 4 (1) ②の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、4 (1) ②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る企画提案書の提出の時までに 4 (1) ②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「平成 22 年度 建設 I C T 導入検討業務××・△△設計共同体」とする。

- (2) 当該業務に係る特定手続きに参加するためには、当該選定の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成 22 年 7 月 15 日付け支出負担行為担当官中部地方整備局長）に示すところにより企画提案書の提出者として選定されていなければならない。